

各 部 (局) 長 殿
教 育 長 殿
警 察 本 部 長 殿
企 業 局 長 殿
病 院 事 業 管 理 者 殿
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 殿

総 務 部 長

平成 22 年度予算要求について (通知)

最近の我が国の経済は、昨年来の世界的な景気後退に持ち直しの動きが見られるものの、雇用情勢は一層厳しさを増しており、今後、景気の下振れ懸念などなお予断を許さない状況にある。一方、財政においては、平成 21 年度末の国と地方を合わせた長期債務残高が 816 兆円に増加し、税収も大幅に減少する見込みであるなど、非常に厳しい状況にある。

国においては、政権交代に伴い、平成 22 年度予算の概算要求にあたって、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、全ての予算の組替え等により政権公約に掲げる政策の実現を目指すとともに、財政規律と国債マーケットの信認を確保していくこととしている。

地方財政についても、同様に、地方歳出の徹底した見直しを行い、経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ所要の地方財政措置を講ずるとしており、平成 22 年度の地方一般財源総額の確保は予断を許さない状況にある。

こうした中、本県財政は、三位一体改革における地方交付税の大幅な削減によって、一般財源が単年度あたり約 340 億円、この 6 年間で 2,000 億円以上減少したことなどから、未曾有の危機的状況が続いている。また、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率が 288.7% と全国で 4 番目に高いことから、計画的にその改善を図る必要がある。

このため、現在、本年 2 月に策定した「第 5 次行財政改革大綱」に基づき、中長期的に持続可能で健全な財政構造の確立を図るため、抜本的な行財政改革に取り組んでいるところである。

こうした状況を踏まえ、今後、平成 22 年度の予算編成作業にあたり、歳入面では、県税、地方交付税等を合わせた一般財源総額の増は見込めないことや、県債残高圧縮のために県債の発行も抑制しなければならないことから、歳入総額の伸びは期待できないところである。

一方、歳出面では、定数削減による人件費の減少が見込まれるものの、公債費や医療・福祉関係経費が引き続き大幅に増加するほか、公社対策等の諸課題についても先送りすることなく適切に対応していかなければならず、年度当初に見込まれた平成 22 年度の財源不足額約 330 億円を解消できる見込みは未だ立っていない状況である。

このため、各部局においては、本県を取り巻く厳しい現況を十分認識するとともに、「生活大県」という目標を踏まえ、改めて、既存事業を廃止を含めたゼロベースで見直し、施策の徹底した選択と集中の上、費用対効果、事務の効率化等について十分精査、検証し、別紙予算要求書作成要領に定めるもののほか、下記事項に特に留意され、予算要求を行われたい。

記

第1 予算編成方針

平成22年度の予算編成にあたっては、極めて厳しい財政状況が続いていることを十分認識のうえ、以下に掲げる方針を基本として予算編成することとする。

- 1 県総合計画に掲げる、住みよいいばらきづくり、人が輝くいばらきづくり、活力あるいばらきづくりの3つの目標の実現に向け、「生活大県」づくり、これを支える産業大県づくりの取組みを着実に推進すること。
- 2 行財政改革を推進する観点に立ち、歳入・歳出の両面から、思い切った見直しを行うとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な予算配分に努め、県民が真に求めているものを重点的に施策化すること。
- 3 第5次行財政改革大綱に掲げた財政再建のための諸方策に全力で取り組むとともに、県出資団体等調査特別委員会における議論等も十分に踏まえ、当初予算時点における県債管理基金からの繰替運用の圧縮に努めること。

第2 基本的留意事項

(事業の選択と集中)

- 1 シーリングを各課・係ごとにそのまま適用するなど硬直的な予算要求とせず、部局長・課室長の主導で、横断的に抜本的な見直しを行うこと。
- 2 重要課題に対応する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スクラップアンドビルドを徹底して予算要求を行うこと。
なお、廃止事業の事業費相当額を新規事業要求枠とする「再構築枠」を活用すること。
- 3 既存の事務事業については、「事務事業再構築」の内容を踏まえた要求とするとともに、全ての事業をゼロベースの視点に立って見直しを行うこと。その際、事業の中止又は廃止を必ず検討すること。
- 4 新規事業については、特に事業の必要性、緊急性及び費用対効果について十分整理したうえで要求すること。また、部局間連携を密にし、「生活大県いばらき特別枠」、「再構築枠」や雇用創出等基金等の活用にも努めること。
- 5 既存の予算、組織を所与のものとして、事務事業及び組織のあり方について抜本的に見直すこととし、限られた財源・人員で的確に政策課題の成果を上げていくためにも、業務の簡素化、無駄の排除、手順の見直し等に徹底的に取り組むこと。

(県の役割の明確化)

- 6 国・県・市町村・民間の役割分担を明確化し、真に県でなければ処理できない事業に限定した要求とすること。

(事業の終期・目標設定・見直し)

7 全事業に終期・目標を設定して、政策評価等を通じて事業効果を確認するとともに、新規事業については原則として期限を設定(概ね3~5年)して要求すること。

8 事業開始後10年以上経過している事業については、原則見直し、やむを得ず現行のまま継続する場合には理由を明確にしておくこと。

9 費用対効果及び事業効果の発現する仕組み(プロセス)の検証を行うとともに、民間需要創出効果や雇用創出効果についても明らかにすること。

(国庫補助負担金の精査)

10 国庫補助負担事業については、地方分権改革における国庫補助負担金等の改革の動向を注視しながら国との間で十分な事前協議を行うとともに、新政権における施策の動向や地方への影響等について情報収集に努めること。その上で、事業の必要性、緊急性及び効果等について再検討を行い、県の負担を最小化するよう事業の選択を行うこと。その際、超過負担の解消に努め、国費の肩代わりは行わないようにすること。

(県単補助金の見直し)

11 県単補助金については、目的、効果等をゼロベースの視点で十分検討し、廃止、縮小を図るとともに、社会的経済的実情に適合するよう組み替えるなど、徹底した見直しを行うこと。

また、市町村向け補助金については、市町村合併を踏まえ、県と市町村との役割分担や市町村への関与の見直し等の視点から、市町村の自由度を高める方向での整理合理化、意義の薄れたものの廃止、重要な政策課題への重点化を図るとともに、特に、零細補助金については廃止を前提として見直すこと。

なお、新規補助金の創設については、厳に抑制する方針であること。

(出資団体支援・特別会計への繰出しの抑制)

12 出資団体・特別会計に対する補助金等の財政支出については、改革工程表や経営評価の結果を踏まえた上で、歳出削減努力を促すため、抑制に努めること。

また、県出資団体等調査特別委員会における議論等も踏まえ、当該団体・会計の改革の方向に則した事業内容等について、十分に検討すること。

(年間予算の作成・見積手法の見直し)

13 予算は年間を通じて見積もりを行うものとする。なお、年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急止むを得ないものに限るものであり、年間の財政需要のすべてについて検討を行ったうえで要求すること。

14 例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

(社会資本整備・大規模建設事業等の見直し)

15 社会資本整備については、公共事業等の事前評価結果を踏まえるとともに、事業毎に費用対効果等の評価を行い優先順位を明確にしたうえで要求すること。また、PFI等多様な方策についても検討すること。

16 大規模建設事業については、休廃止・事業費の縮減等について検討すること。

17 債務負担行為については、将来の財政運営に影響するため、中長期的視点に立って検討し、毎年度、抑制・削減に努めること。

(IT活用による業務見直し)

18 IT関連経費については、利用実態に即し、業務そのものの見直しも行き、後年度

負担の軽減につながるような業務及びシステムの最適化及び経費節減に努めること。
(徹底した財源確保策の検討)

19 新たな税源の発掘、未利用県有財産の売却、手数料・使用料の見直し、活用可能な国庫補助金等外部資金など、あらゆる角度から新たな財源確保策等を検討のうえ要求すること。

(県議会・その他)

20 県議会において決議、採択された請願、陳情その他の指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。

21 新規行政需要に充てる職員を必要とする場合は、一般職員の増員は行わない方針であるので不要不急の事務事業の削減及び実施方法の改善等により定数内の振り替えで措置すること。

22 職員提案「アイデアオリンピック」や政策研究講座の優れた提案については、施策に反映させるよう努めること。なお、所要額は加算する。

23 雇用創出対策については、平成22年度末までに雇用創出等基金の約7割以上を執行することとしているので、特に緊急雇用創出事業臨時特例交付金分を活用した事業について、積極的に検討すること。

第3 予算要求の規模

以上の基本的留意事項を踏まえて、下記により設定した要求限度額(要求枠)の範囲内において要求すること。なお、今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の過程で弾力的対応を行わなければならないので留意すること。

1 要求限度額設定方針

(1) 職員給与費、公債費、扶助費、交付金等の義務的経費及びこれに準じるものや法令に基づく事業で削減が困難な経費については所要額を見積もることとする。

(2) 公共事業費は、国の概算要求(再提出分)の動向に加え、県債残高の抑制、当面の財源不足額への対応及び今後の厳しい財政収支見通し等を踏まえて、国補事業・県単事業とも歳出総額ベースで要求限度額を設定する。

(3) (1)及び(2)を除くその他の経費は、「事務事業再構築」における見直し結果を踏まえ、一般財源総額において要求限度額を設定する。

(4) 「生活大県」づくりなど重要な政策課題に迅速かつ適切に対応していくため、「生活大県いばらき特別枠」を要求上別枠で設定する。

(5) 施策の選択と集中を促進し、新たな課題へ取り組むという観点から、「再構築枠」として、今年度で廃止する事業の事業費相当額を要求枠に加算し、新規事業を廃止事業2本あたり1本の要求を認める。

(6) 21年度予算の執行において、創意工夫により節約が図れる場合には、その節約額と同額を要求枠に加算する。

各部局庁は、所管の予算及び各種施策について制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に講じることにより、上記方針のもとに定めた次の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求すること。

なお、要求事業の査定は、ゼロベースで厳しく洗い直していくとともに、先例にとらわれることなく施策の重点化に配慮した予算とする方針を進めていくものであること。

2 要求限度額算定基準

区 分		算 定 基 準 等
標準経費		標準費を除き，別途積算する額
枠予算経費 (標準費) (A 経費) 政策経費 (B 経費)		21年度当初予算一般財源ベースから下記基準により算出した22年度当初向け削減額を控除した額 (22年度当初向け削減額算出基準) 個別調整が必要な事業 1% 指定管理委託料、電算システム維持経費等 3% 法令等の施行経費、庁舎などの維持管理経費等 10% その他の経常的経費 20% 平均で 5%
公 共 事 業 費	国補分	21年度当初予算歳出総額から直轄維持管理負担金分を控除した額の0.85倍以内
	県単分	21年度当初予算歳出総額ベースの0.85倍以内

(注) その他別紙「平成22年度当初予算要求枠設定表」の注書きに留意し、同表により要求限度額等を算定すること。

なお、要求限度額の枠外で要求を認める経費は次に掲げる経費のみとする。

生活大県いばらき 特 別 枠	重要な政策課題に重点的に対応するとともに，各部横断的な施策を推進するための次のテーマに該当する新規事業等で、別途財政課との協議が整った事業。 [総額で20億円程度以内の額(投資的経費を含む)] (1) 住みよいいばらきづくり (2) 人が輝くいばらきづくり (3) 活力あるいばらきづくり (4) 知事が特に認めるもの(重要政策の部局課題事業)
再 構 築 枠	要求にあたり廃止する事業の事業費相当額の範囲内 (「事務事業再構築」によるものを含む(当然減を除く))
指 定 枠 外 事 業	債務負担行為事業、受託事業、法令に基づく義務的な経費等別途財政課の指示する事業に係る所要額
その他要求枠に加算する額	21年度における創意工夫による節約相当額の合計額の範囲内

第4 歳入に関する事項

1 県 税

経済情勢の推移、税制の改正、地方財政計画の内容等を注視し、的確に見積もるとともに、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税、地方譲与税、交通安全対策特別交付金及び県債

国の予算編成方針、地方財政計画、地方債計画及び関係法令の改正動向等を十分勘案し、確実な見積もりを行うこと。

3 国庫支出金

国の予算の内容・交付基準等に留意して的確な見込み額を計上すること。

なお、国の国庫補助負担金改革の動向を注視し、廃止事業費の計上又は整理縮小事業費等の過大、過少見積もりのないよう十分留意することとし、国庫支出金の減少を一般財源で肩代わりすることのないよう十分留意すること。

なお補助（負担）率については、制度改正等による変更が明らかでない場合は、現行制度に基づいて見積もること。

4 分担金及び負担金

原則として現行制度に基づいて見積もることとするが、負担者の負担能力を十分勘案すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の適正化の観点から、適正な料率・単価で見積もること。

なお、国の法令等に基づいて徴収することとなるものについては、国の動向を注視すること。

6 財産収入

財産・物品等の売払収入については、時価に即応した価額により見積もりを行い、収入の確保を図ること。

なお、未利用県有財産については、極力売却する方針で臨むこととし、積極的に収入確保を図ること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、条例の規定を踏まえ、事業へのさらなる活用を図ること。

特に、雇用創出等基金については、平成22年度末までに約7割以上を執行することとしているので、緊急雇用創出事業臨時特例交付金分を活用した雇用創出対策事業を積極的に検討すること。

8 その他の収入

その他の収入についても、過年度の動向等を踏まえて的確に年間収入額を見込むこと。

なお、収入未済額の縮減を図るため、整理計画を立てその一掃を図ること。

第5 歳出に関する事項

1 人件費

(1) 職員給与費については、現行給料表等に基づき平成21年10月1日現在の現員現給により見積もることとするが、歳出の大宗を占めているので特に正確を期し、年度中途において多額の補正を要することのないよう十分留意すること。

(2) 特別職に係る報酬等については、現行支給額等を参考に見積もること。

2 国庫補助（負担）事業

- (1) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。
- (2) 補助基本額、補助単価等が実情に合わないものについては、合理的に事業が執行できるよう関係省庁との調整を図るとともに、事業効果、緊急度等を十分検討し事業の選択を行うこと。
- (3) 地方分権の観点から、国及び地方の役割分担に留意するとともに、国の動向を十分注視し、国庫支出金が過大見積もりとならないようにすること。

3 貸付金

社会情勢の推移に伴い、事業量の減少及び効果の乏しいもの等については廃止又は縮小するとともに、制度が固定化若しくは硬直化することのないよう見直しを行い、弾力的な運用ができるよう検討すること。

なお、貸付けにあたっては、資金の需要状況等を検討し、真に必要な期間に限って貸し付けること。

4 委託料

- (1) 行政の軽量化及び効率化を図るため、行政サービスの維持に配慮しつつ民間等への委託について積極的に検討し、委託する場合には必要最小額で見積もること。
特に、「民間活力の導入に関する基本指針」に基づき、必要に応じて、外部委託の適否を判断すること。
- (2) 指定管理者制度に移行する施設に係る委託料については、経費節減が指定管理者制度導入の主たる目的の一つであることを踏まえ、極力経費節減に努めること。
また、見積もりにあたっては現在の運営実績にも十分留意すること。
- (3) 調査、分析等の事業については、必要に応じ専門家等との協議、検討を図りながら、原則として県自らが実施することとし、設計、測量、観測等の専門的な知識等を要するものなど真に止むを得ないものに限り必要最小額で見積もること。

5 受託事業

各事業主体による実施を原則とするが、止むを得ず受け入れる場合は執行体制など処理能力を十分参酌し、安易な受入はしないよう留意するとともに、事業費の中に人件費及び賃金等が組み込めるよう配慮すること。

6 営繕費

県有財産及び県管理施設等の維持修繕については、施設の現況を十分調査し、真に止むを得ないもの（危険性のあるもの、老朽化の激しいもの等）に限り見積もること。

7 建物の新設・増改築

建物の新設・増改築については、極力抑制する方針で臨むこととするが、止むを得ない場合は、既施設の設置状況及び利用状況等を十分検討するとともに、他の未利用施設の活用など整備費の節減や後年度の維持管理経費等の増にも配慮して、真に必要なものについて見積もることとし、次の点に留意すること。

- (1) 建物の新設にあたっては、原則として建物建設計画等に基づき、用地の確保など関連する諸条件が整備されたもののみに限定すること。
- (2) 増改築については、組織上から機関の統廃合移転についても十分検討し、手戻りのないよう留意すること。

8 自動車の増車・更新

新規の増車は行わないものとする。

また、更新についても、年間稼働日数が85日未満又は年間走行キロ数が6,000km未満の車については認めないので留意すること。なお、購入は原則として低公害車とすること。

ただし、自動車税のグリーン化に伴う重課対象車の更新については、昨年度に引き続き、特例措置として更新基準を緩和し更新を促進することとする。したがって、この機会に更新できない場合は廃車も併せて検討すること。

9 物件費

賃金、旅費、需用費等の行政事務費である物件費については、行政監査の監査結果も踏まえ、一層の節減を図ること。

また、今般、物品購入等に係る不適正な経理処理が確認されたところであり、予算の流用手続きについては平成16年度より簡素化しているところではあるが、予算要求の段階から、真に必要なものについては適切に見積もりの上要求するよう徹底すること。

なお、新規事業については、これまで同様原則として事務費は認めないので、十分留意すること。

10 市町村の負担を伴う事業

市町村の財政負担を伴う新規事業については、事業の内容及び負担額等につき、あらかじめ市町村課と十分協議を行い、事業の執行段階において支障の生じないよう事前の調整をしておくこと。

11 審議会等に要する経費

原則として食糧費や会場使用料を計上しないこととするとともに、開催回数等についても平成20年度の実績を踏まえた適正な要求とすること。

12 各種団体等への負担金・分担金

真に必要なものに厳選するとともに、団体等の収支、繰越金、基金等の財政状況も踏まえ、適正な額にすること。

第6 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様ゼロベースの視点から、その設置の趣旨にまで立ち返り、全事務事業について徹底した見直し検討を行ったうえで要求すること。予算編成にあたっては、前記事項に準ずるとともに、出資団体等調査特別委員会における議論等を踏まえ、企業感覚に立って経営状況及び今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰出等に依存することのないよう見積もること。

特に、企業会計にあっては、長期的な見通しのもとに極力合理化を図るなど、経営の健全化を推進すること。

また、内部留保資金を保有する会計においては、一般会計からの借入金や県債の繰上償還についても積極的に検討すること。